

## 社会福祉法人洗心会

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月1日から令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

施設長及び管理者以上の職員に占める女性の割合を40%以上とする。

＜取組内容＞

令和3年8月～ 施設長及び管理者層、中間層（主任保育士、リーダー等）を対象に経歴（法人内を含む）、資格取得状況などの調査、取りまとめを行い、経歴等の代表事例（ロールモデル）を作成する。

令和5年4月～ 中間層（主任保育士、リーダー等）の女性を対象として、上位職への意向調査、意見交換を行い、課題の発見に繋げる。また、経歴等の代表事例を職員に周知するほか、職場説明会等で紹介する。

令和7年4月～ 意向調査、意見交換を踏まえ課題解消のための取組み（研修の実施など）を開始し、適任者を管理職へ推薦する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標）

職員一人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする。

＜取組内容＞

令和3年8月～ 残業時間状況（施設・事業所別、職種別）の集計し、結果を施設・事業所へフィードバックする。また、残業時間状況の傾向と要因を調査し、残業時間削減のための取組みを立案（上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等）する。

令和4年4月～ 残業時間削減のための取組みの実施と残業時間状況の集計、結果のフィードバックを行う。